

令和8年6月17日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

姫路市長 清元 秀泰

市町村名 (市町村コード)	姫路市 ( 282014 )
地域名 (地域内農業集落名)	香寺町溝口 ( 溝口 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月25日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当集落は土地利用型集落営農組織の溝口営農組合が中心的な担い手として農地の多くを耕作している。しかし集落内の農業者の平均年齢が70歳と高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念される。これより、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え、地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、分散する担い手の農地を集約するとともに、地域で取り組める新たな作物として飼料作物の栽培方法を検討していく必要がある。

【地域の基礎的データ】

農業者:90軒(うち50歳代以下0人)

経営体(集落営農):1経営体、主な作物:水稲、麦、大豆(白)／専従者3人

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稲を中心とした有機農業の取組を断続的に行えるよう、農地の集積・集約化を図る。更に農作業の効率化を図るためのスマート農業の導入を進めていく。また、地域コミュニティの活性化のため、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ今後の農地を担う者への農地の再配分を進めることが出来るよう必要な条件整備を実施していく。地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。また、現在の中心的担い手である溝口営農組合の経営として、水稲、麦、大豆(白)のブロックローテーションでの栽培体系を維持継続していくよう努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	20.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	20.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
当集落内の農地は担い手である土地利用集積型集落営農組織の溝口営農組合へ概ね集積している。集約化については個人耕作者の意向を踏まえたうえで検討していきたい。
(2)農地中間管理機構の活用方針
当集落の担い手である溝口営農組合が土地利用集積型集落営農組織であることから現時点で農地中間管理機構の活用はできていない。今後法人化を見据えて検討していきたい。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地の大区画化やパイプライン整備を検討している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外からの農業者および溝口営農組合において後継者の確保と育成を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
随時情報収集しつつ、作業効率化が期待できる作業については委託を検討している。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
③作業効率化を図るためのスマート農業の導入を進めていく。				